

## 茨木市立保育所民営化基本方針

(平成18年1月24日市長決定)

### 1 目的

近年において多様化する保育ニーズに迅速かつ柔軟に対応するなど、保育行政の新たな施策の展開に向けて、公・私立保育所(園)の役割分担と公立保育所の機能と役割を明確にする中で、保育サービスの充実と今日的課題である地域における子育て支援等を推進するとともに、厳しい財政環境の中であって、民間活力の導入(民営化)を図り、より効果的・効率的な保育所運営をめざす。

### 2 市立保育所の機能と役割

地域区分による公・私立保育所(園)の配置バランスを見直し、存続する市立保育所については、入所児童に対する通常保育の実施に加え、次のような機能と役割をもつ保育所として再構築するなど、地域における子育て支援の拠点施設として保育所の運営に努める。

- ・ 幅広い年齢層の保育士を効果的に活用し、地域子育て支援のニーズを把握し、虐待児童やDVなどリスクのある在宅家庭の子どもに対する子育てのセーフティネットとしての役割を担う。
- ・ 地域の子育てボランティアグループの立ち上げなど幅広い地域の子育て支援のネットワーク化を推進する。
- ・ 一人ひとりの子ども達の発達を支援するため、障害児保育の実績を継承しつつ、保育所機能を地域展開し、発達障害の子どもなどを含め、在宅家庭における障害のある子ども達に対しても支援する。

### 3 民営化の考え方

- ・ 市立保育所の民営化は、行財政改革が一層求められる環境の中で、より効率的な保育所運営の推進を図るとともに、延長保育や一時保育、休日保育など様々な保育ニーズが要望されていることから、私立保育園の柔軟性や即応性に着目し、地域で求められる保育ニーズに柔軟に対応することを目的として、市立保育所の民営化を進める。
- ・ 私立保育園は、保育サービス提供の中心的役割を担い、行政は、保育サービ

スの水準の維持、向上に向け障害児保育の拡充や各種施設との連携など、地域全体の保育力の向上に努める。

#### 4 民営化する保育所の考え方(施設配置)

現在、市内には市立保育所 18 箇所、私立保育園 16 箇所の計 34 箇所ある。

民営化にあたっては、市立保育所のもつ機能と役割を考慮するとともに、市立保育所を適切に配置することで私立保育園との相乗効果が期待されることから、市内を 5 ブロック(東・西・南・北・中央)<sup>注1</sup>に分け、1 ブロックに最低 1 箇所以上の市立保育所を存続させるものとし、当面、8 箇所の保育所の民営化を実施する。ただし、今後の社会経済情勢や保育所を取り巻く環境等の状況によっては、総合的に判断し、民営化する保育所を追加することとする。

注1 . P 5 . 6 資料参照

#### 5 民営化する保育所の選定

民営化を検討するにあたり、それぞれの地域の中で、拠点施設としての今後の市立保育所のもつ機能と役割を考慮するとともに、市立保育所と私立保育園の適正な配置バランス等を総合的に判断し、民営化する保育所を選定する。

所庭が児童遊園と併設していないこと。

#### 6 民営化の方法

##### (1) 移管の条件

土地については、無償貸与とする。

建物及び備品等については、無償譲渡とする。

##### (2) 移管先法人の選定

保育所運営の安定性と継続性を確保するとともに、市有地を無償貸与、保育所施設等は無償譲渡することから社会福祉法人とする。

移管先については、公募を基本とする。

移管先の決定は、保育目標、保育内容、サービスの向上、資金計画及び経理状況などを総合的に評価する。

選定については、(仮称)「茨木市立保育所民営化選定委員会」を設置し選定する。

### **(3) 現状における保育内容の継続**

民営化するにあたって、移管先法人の保育所運営については、移管予定の保育所が実施している一定の保育内容等を継続して実施する事項として提示し、移管後の履行事項として義務付ける。

- (1) 保育士の配置は、市の配置基準に合わせて配置すること
- (2) 保育士の年齢構成は、年齢バランスを考慮し、一定経験年数を持った保育士の配置に努めること
- (3) 保育時間は、最低現行の保育時間を継続すること
- (4) 費用負担については、本市が予め認めた費用以外、保護者負担の軽減を図ること
- (5) 休園日は、日曜日、祝祭日及び年末年始とすること
- (6) 給食は、アレルギー児の対応を行うこと
- (7) 健康診断は、内科検診、歯科検診等を実施すること
- (8) 障害児保育は、現行どおり実施すること
- (9) 苦情処理の仕組みを整備すること

### **(4) 移管先法人への引継ぎ**

民営化によって、それまでの保育士が全員変わるなど子ども達への保育環境が大幅に変わることから、その影響を最小限に止めるため、茨木市が指定する引継期間において、移管先法人の保育士等が当該保育所の保育士等と合同で保育に携わり、子ども達が新しい保育士等に慣れ親しむことができるよう図るなど円滑な移行に努める。

### **(5) 三者協議会**

移管先決定後及び移管後において、当分の間(移管時の園児が在園している間)、茨木市、移管先法人、当該保育所の保護者からなる三者協議会において、移管条件や保育内容の継続性等について、確認し合うとともに問題点

の改善に努める。

## 7 民営化の年次計画

平成19年度を初年度として、4年間かけて実施する。

なお、民営化する箇所数の追加を可能とする。

### 【時期及び移管保育所】

移管時期	平成19年4月1日	平成20年4月1日	平成21年4月1日	平成22年4月1日
移管保育所名	中条保育所 三島保育所	玉櫛保育所 水尾保育所	松ヶ本保育所 郡山保育所	東保育所 庄保育所

## ブロック別保育所配置状況

( )内：定員：人

ブロック	市立保育所名	私立保育園名
東	三島(120)・総持寺(70) 庄(70)・鮎川(120)・東(90)	茨木山水(150)・ちとせ(120)・末広(90) 白川敬愛(149)・さくらんぼ(30)
西	春日(90)・下穂積(120) 松ヶ本(90)	ほづみ(90)・なかよしわんぱく(30) こどもの園敬愛(60)
南	玉櫛(120)・水尾(120) 沢良宜(90)・玉島(120)	東奈良敬愛(90)・たんぼぼ(90) 天王(150)
北	道祖本(170)・郡(120) 郡山(120)	第二末広(90)・たんぼぼ安威(120)
中央	中央(110)・中津(120) 中条(150)	茨木(70)・たちばな(150) ひだまり(20)